

地域医療を支える人づくりプロジェクト事業実施要綱

(平成20年4月1日教育長決定)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成23年5月19日一部改正)

(平成27年4月13日一部改正)

(平成28年4月13日一部改正)

(令和4年5月11日一部改正)

(令和4年7月12日一部改正)

1 趣旨

将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す道立高等学校の生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、教育課程や指導方法の改善・充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努め、もって本道の高等学校教育全体の活性化に資する。

2 実施主体

北海道教育委員会が、道内医育大学や、保健福祉部等の関係機関と連携して実施する。

3 医進類型指定校の指定等

(1) 医進類型指定校の指定（原則として、指定された年度を含む3年間）

教育長は、医進類型指定校（以下「指定校」という。）を指定する。

(2) 指定校における実践

ア 医進類型の設置

指定校は、医学部医学科への進学を目指す生徒に対し、きめ細かな学習支援を行うため、第2学年及び第3学年の数学、理科、外国語等の授業で少人数指導を行う教育課程を編成・実施する「医進類型」を設置するものとする。

イ 指定校の取組

指定校は、高校生メディカル講座（本要綱の4）及び地域医療体験事業（本要綱の5）を行うとともに、次に示す取組を行うことができるものとする。

① 医育大学の学生を講師として招へいし、医学部への進学を目指す生徒に対して、大学での勉強その他学生生活などに関する講演等を行うこと。

② その他、学校教育局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）が必要と認めた事項。

(3) 協力校の指定（指定された年度の1年間）

高校教育課長は、指定校が指定されていない管内において各1校を協力校に指定する。

(4) 協力校における実践

協力校は、高校生メディカル講座及び地域医療体験事業を行うとともに、高校教育課長が必要と認めた事項に係る取組を行うことができるものとする。

4 高校生メディカル講座の実施

(1) 趣旨

生徒の医療に対する興味・関心を高めるとともに、進路実現に向けた学習意欲の高揚を図るため、道内医育大学と連携して高校生メディカル講座を実施する。

(2) 講義内容

医育大学の紹介や、高校生が理解できる範囲の医学等に関する講義など、生徒の医学部への進学意欲を高める内容とし、高校教育課が医育大学と調整する。

(3) 実施場所

毎年度、各指定校及び各協力校において実施するものとする。

(4) 参加対象

各指定校及び各協力校の管内において、参加を希望する生徒とする。

(5) 実施回数等

原則として、各指定校及び各協力校ごとに年1回実施する。

実施日は、各指定校及び各協力校の希望を聴取の上、高校教育課が医育大学と調整して決定する。

(6) その他

各指定校及び各協力校は、他の学校の生徒が無理なく参加できるよう、適切な配慮に努めるものとする。

5 地域医療体験事業の実施

(1) 趣旨

生徒の地域医療に対する理解を深めさせるとともに、医療人に必要とされる豊かな人間性の育成を図るため、関係機関と連携して地域医療体験事業を実施する。

(2) 事業内容

地域で活躍する医師の講演や医療機関の見学など、地域医療の現状についての認識を深めさせる内容とし、高校教育課、各教育局、各指定校等が連携の上、関係機関と調整して企画する。

(3) 実施場所

毎年度、原則として、すべての管内を対象として実施する。

(4) 参加対象

各管内ごとに、参加を希望する生徒とする。

(5) 実施回数等

原則として、各指定校及び各協力校ごとに年1回実施する。

実施日は、高校教育課、各教育局、各指定校等が連携の上、関係機関と調整して決定する。

6 メディカル・キャンプ・セミナーの開催

(1) 趣旨

医学部への進学を目指す全道の生徒を集めて、医育大学の見学等を行うほか、指定校教員等による講義や生徒間の交流学习等を行うことにより、進路実現に向けた学力の向上と、医学部への進学意欲の向上を図る。

(2) 事業内容

医育大学への訪問、地域医療への理解を深める各種講演、指定校の教員等による講義、医学部の学生との交流や生徒間の交流学习など、学力の向上と医学部への進学意欲の高揚に資する内容とし、高校教育課が医育大学等と調整して企画する。

(3) 開催期間

夏季休業期間中の4日間程度とする。

(4) 開催場所

社会教育施設等において行う。

(5) 参加対象

医学部への進学を目指す高校2年生とする。

(6) その他

募集人数など開催に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

7 指定校等連絡協議会

(1) 趣旨

指定校及び協力校における実践の効果的な実施及び実践成果の普及を図るため、指定校等連絡協議会を開催する。

(2) 内容

指定校等連絡協議会は、原則として年1回開催し、指定校における教育課程編成や指導方法の工夫・改善、教員の指導力の向上等の調査研究を行うとともに、指定校等における実践の成果と課題等について情報交換や研究協議を実施する。

(3) その他

会議の開催に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

8 指定の手続

(1) 希望調書の提出

指定校及び協力校の指定を希望する道立高等学校及び中等教育学校（指定校については石狩管内の学校を除く。）は、希望調書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長に提出するものとする。希望調書の提出時期、様式等については高校教育課長が別に定める。

(2) 指定校の決定

指定校については教育長が、協力校については高校教育課長が、提出された希望調書の内容を審査し、指定校及び協力校を決定する。

9 経費

各指定校等における実践に要する経費は、予算の範囲内で措置する。

10 実践に対する指導助言

本事業が円滑に行われるよう、高校教育課及び教育局は、指導主事等によって編成するサポートチームを指定校に派遣するなどして、各指定校及び各協力校に必要な指導・助言を行う。

なお、サポートチームの編成及び派遣に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

11 実践研究の計画書及び実践成果報告書

(1) 計画書

各指定校及び各協力校は、各年度初めに計画書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長に提出するものとする。計画書の提出時期、様式等については高校教育課長が別に定める。

(2) 実践成果報告書

各指定校及び各協力校は、各年度末に実践成果報告書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長に提出するものとする。実践成果報告書の提出時期、様式等については、高校教育課長が別に定める。

12 実践に関する情報の公開

各指定校及び各協力校は、他の学校における教育活動の充実に資するよう、ウェブページなどを活用し、実践の成果等について、積極的な情報提供に努めるものとする。

13 その他

この要綱で定めるもののほか、本事業の推進に必要な事項については、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（平成23年5月19日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（平成27年4月13日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（平成28年4月13日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（令和4年5月11日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（令和4年7月12日）から施行する。